中区福祉課児童福祉係 (504-2569)
東区福祉課児童福祉係 (568-7733)
南区福祉課児童福祉係 (250-4131)
西区福祉課児童福祉係 (294-6342)
安佐南区福祉課児童福祉係 (831-4945)
安佐北区福祉課児童福祉係 (819-0605)
安芸区福祉課児童福祉係 (821-2813)
佐伯区福祉課児童福祉係 (943-9732)

ひとり親家庭等医療費補助の支給要件の緩和

1 支援策の内容

医療費(保険診療分)の自己負担相当額を補助します。

2 対象者(要件等)

所得制限に関わらず、災害により、住家が全壊・半壊、全焼・半焼、又はこれに準ずる 被害にあった方は補助の対象とします。

3 手続きの方法

手続きに必要なもの

- ① 健康保険証
- ② 母子家庭または、父子家庭であることを証明する書類 (戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、遺族基礎年金証書、児童扶養手当証書等)
- ③ 罹災証明書
- ※ 詳しくは、区福祉課児童福祉係にお問い合わせください。

4 補助の対象期間及び受付期限

対象期間:災害等を受けた日から、1年が経過した日の属する月の末日まで

受付期限:災害による損害を受けた日から1年以内